

平成30年度教員免許特例法による「介護等体験」
社会福祉施設等受入調整事業実施要領

愛媛県社会福祉協議会

1 趣 旨

教員が個人の尊厳及び社会連帯の理念に関する認識を深めることの重要性に鑑み、教員の資質向上及び学校教育の一層の充実を図る観点から、当面、小学校及び中学校の教諭の普通免許状取得希望者に介護等体験をさせる。

2 関係法令等

- (1) 『『小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律』等の施行について』（厚生省社会・援護局長通知、平成9年12月18日）
- (2) 「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」（平成9年法律第90号、平成9年6月18日）
- (3) 「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則」（平成9年文部省令第40号、平成9年11月26日）
- (4) 「文部省告示第187号」（平成9年11月26日）
- (5) 「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律等の施行について」（文部事務次官通達、平成9年11月26日）
- (6) 「小学校及び中学校の教諭の普通免許状の授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律の施行について（依頼）」（文部省教育助成局教職員課長通知、平成9年12月3日）

3 施行及び適用

平成10年4月1日から施行、平成10年度の大学等入学者から適用

4 制度の対象者

小学校及び中学校の教諭の普通免許状を取得しようとする者

5 介護等体験の内容等

(1) 介護等体験の内容

法第2条第1項において「障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験（介護等の体験）」と規定されており、介護、介助のほか、障がい者等の話し相手、散歩の付き添い等の交流等の体験、あるいは掃除や洗濯のように高齢者等と直接かかわることはないが受入施設の職員に必要とされる業務の補助等も含む幅広いもの

(2) 介護等体験の実施施設

- ①社会福祉施設（〔別表3〕「種別コード表」参照）
保育所を除く法令に根拠を有するほとんどすべての福祉施設
- ②その他の施設（介護老人保健施設、告示により指定されている施設）
- ③特別支援学校

(3) 介護等体験の時期及び期間

18歳に達した後の相当期間（7日間以上。うち、福祉施設は5日間）

6 介護等体験の受入調整窓口

社会福祉施設及びその他の施設（以下、「福祉施設」という。）については愛媛県社会福祉協議会（以下、「県社協」という。）、愛媛県立特別支援学校については愛媛県教育委員会が受入調整を行う。

7 福祉施設における介護等体験の調整の流れと実施時期

- (1) 県社協は、（様式2）「介護等体験年間受入計画書」等を福祉施設へ送付し、年間受入計画等の作成及び提出の依頼を行う。
- (2) 福祉施設は、（様式2）等を作成し、県社協へ送付する。
【送付期限 平成30年2月9日（金）まで】
- (3) 県社協は、（様式1-①）「介護等体験申込書」（大学等→県社協）、（様式1-②）「介護等体験

申込書」(体験申込者用)及び受入施設一覧表を大学等へ送付する。

- (4) 各大学等は、(様式1-②)により学生の希望をとり、それを(様式1-①)に取りまとめ上で、(様式1-①)及び(様式1-②)を、県社協へ体験費用を添えて送付する。

【申込期限 平成30年5月末日まで(体験日の2か月前に留意)】

- (5) 県社協は、(様式1-②)及び(様式2)により、介護等体験の調整を行い、その結果を(様式3)「介護等体験受入決定通知書」で福祉施設と大学等へ速やかに通知する。
- (6) 大学等は、通知内容を学生に知らせ、無断欠席等がないよう留意する。
- (7) 福祉施設は、通知に基づき学生の受入を行い、介護等体験を終了した学生へ所定の証明書を発行する。
- (8) 福祉施設は、予定する全ての学生の介護等体験終了後、(様式4)「介護等体験終了報告書」(福祉施設→県社協)を県社協へ速やかに送付する。県社協は、福祉施設からの(様式4)の提出を確認後、福祉施設への体験費用送金手続きを行う。
- (9) 県社協は、体験終了後、大学等へ(様式6)「介護等体験終了報告書」(県社協→大学等)を送付する。

8 県社協の業務

- (1) 福祉施設への協力依頼(制度の趣旨及び内容並びに福祉施設の業務説明)
- (2) 福祉施設への(様式2)「介護等体験年間受入計画書」等作成依頼(年間受入状況等の把握)
- (3) 大学等担当責任者連絡会議(必要に応じ、受入調整、体験等に伴う具体的事項の協議)
- (4) 希望学生へのガイダンス(必要に応じ、学生に対する福祉施設の基礎知識等に関する説明)
- (5) 調整及び通知業務

大学等で「申込書」により取りまとめた学生の希望を、福祉施設の「年間受入計画」をもとに調整を行い、結果を大学等と福祉施設へ通知する。

※調整にあたっては、学生の利便性を考慮し、①時期、②地域、③施設種別の優先順位で調整を行う。

- (6) 大学等への年間体験状況の報告

9 福祉施設の業務

- (1) 受入計画書の作成

各福祉施設は、「年間受入計画書」(様式2)等を作成し、県社協へ送付する。

- (2) 介護等体験の実施

①介護等体験の内容

学生の希望や受入施設の事情に応じ、以下に例示するような無理のない内容とする。また、福祉施設の敷地外で福祉施設が主催する行事等についても介護等体験の範囲に含む。

- 高齢者・障がい者等に対する介護・介助
- 高齢者・障がい者等の話相手
- 散歩の付添いなどの交流等の体験
- レクリエーションや運動会等の行事の手助け
- 掃除や洗濯など、高齢者・障がい者等と直接接することはないが、受入施設の職員に必要な業務の補助
- その他、施設長が介護等体験とみなした用務

②介護等体験の時間

1日あたりの介護等体験の時間は、受入施設の職員の通常の業務量と介護等体験の内容等を総合的に勘案しつつ、概ね5～6時間程度とする。

- (3) 証明書の発行

施設長は、介護等体験をしたことを証明するため、学生が持参する所定様式の証明書に施設長名を記入押印(公印)し、学生へ手渡す。(複数科目の教諭免許取得を目指す学生に対しては、必要に応じた枚数の証明書を発行する。)

- (4) 介護等体験終了報告の提出

施設長は、介護等体験の終了報告を(様式4)「介護等体験終了報告書」により、県社協へ行う。

- (5) 体験費用の受領

介護等体験に伴う体験費用を県社協から受領する。

10 介護等体験に伴う事故等への対応

(1) 保険への加入

介護等体験に伴い想定される事故等に対応した保険については、文科省において対応する。補償の対象は本人の傷害事故、対人、対物及び受託物（紛失、盗取、搾取）の賠償事故とする。

(2) 健康管理等

①大学等は、福祉施設での介護等体験を県社協に対して申し込む際は、介護等体験中に学生本人及び施設利用者に健康上の問題が生じないよう、健康管理センター（室）等において、当該学生の健康状態を十分把握して行うものとする。

②施設利用者のプライバシー保護については、大学等や福祉施設で実施するオリエンテーション時に十分な指導を行う。

11 介護等体験の費用

(1) 福祉施設での介護等体験及び受入調整の窓口は県社協となっているため、これに要する費用は、あらかじめ大学等において学生から徴収し、申込み時に大学等から県社協の指定口座に一括して払い込むものとする。

(2) 福祉施設への体験費用の支払いは、県社協から体験終了後支払う。

(3) 学生の都合により、実施予定日に体験できなかった場合の費用については、原則として返金しない。

(4) 介護等体験の費用は1名1日当たり1,500円とする。このうち、福祉施設への体験費用を1,000円、県社協の調整費用を500円とする。

(5) 体験費用及び調整費用以外の費用（例えば、福祉施設の昼食を希望した学生の食事代等）は、別途徴収とする。

12 大学等への要望事項

(1) 申し込みにあたっては、各大学等で学生の希望を取りまとめ、一括して申し込むこと。学生が愛媛県以外の都道府県での介護等体験を希望した場合は、各都道府県別に取りまとめ、当該都道府県社協へ一括して申し込むこと。

(2) 学生からの希望の取りまとめにあたっては、できれば5日間連続とし、特定の時期に集中することがないように、各大学等であらかじめ年間を通じて調整すること。

(3) 各大学等で事前オリエンテーション及び基本的なガイダンスを必ず行い、福祉施設に迷惑をかけることがないように周知徹底すること。学生が原因で福祉施設が何らかの支障をきたした場合は、介護等体験を即座に中止し、当該年度内での再受入は行わないので留意すること。

(4) 学生が県社協又は福祉施設に直接申し込んだ場合は、大学等へ連絡し、前述の(1)～(3)の手続を経ること。

(5) 制度の対象学生が概ね2,000名を超える都道府県では、できる限り帰省先で実施されるよう指導されるので、愛媛県内の大学等の学生には、夏休み等長期休暇中の介護等体験の実施は避けるよう指導すること。

(6) 所定様式の証明書は大学等で準備し、学生に持参させるものとする。

(7) 原則として、県社協が送付する（様式3）「介護等体験受入決定通知」をもって、受入施設と実施時期の決定とするが、止むを得ない理由で学生が変更を希望した場合は、大学等から直ちに県社協へ連絡すること。

(8) 通知内容を学生へ知らせるとともに、介護等体験実施にあたっての準備物、昼食等に関する事前打合せは、学生が受入施設に直接連絡の上行うこととする旨指導すること。

(9) 愛媛県外大学等の調整もこの実施要領に基づき実施するとともに、各大学が実施する個別のアンケート等調査には対応せず、実施要領を送付しこれに替える。

13 連絡先

愛媛県社会福祉協議会・地域福祉部福祉人材課

〒790-8553 松山市持田町三丁目8番15号 県総合社会福祉会館2階

TEL 089-921-5344 / FAX 089-921-3398

Eメール jinzai@ehime-shakyo.or.jp / URL <http://www.ehime-shakyo.or.jp/>